

給与改定についての質疑（要旨）

2005年12月議会

2005/11/29

私は、ただいま提案されました議案第197号から議案第199号まで、県職員、県学校職員及び県地方警察職員の給与にかかわる条例の改正案についての質疑を行います。

今回の改正案は、10月に出された人事委員会勧告を受け、月例給の0.3%の引き下げ、医師等の手当の限度の引き下げ、配偶者手当500円の引き下げ、並びに、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるというもので、この引き下げ分を、公民較差解消として、本年4月にさかのぼって、12月の期末手当で減額しようとするものです。

質問の第1は、本県では、財政改革の一環として、職員の給与が一律に2%カットされておりますが、今回の人事委員会勧告では、減額措置がないものとした場合の職員給与で民間の給与との比較がなされ、県職員の給与が0.40%高いとされ、その分を引き下げる勧告がなされました。2%カットされた実質の給与との比較では、民間給与の方が1.64%上回っています。もらってもいない給与の額で、比較すること自体、非合理的であると思われます。また、配偶者手当を月額500円引き下げるとしてありますが、人事委員会の報告によると、県職員の配偶者手当は、民間における支給額よりも、827円下回っています。民間に合わせて引き上げるのではなく、なぜ、500円引き下げなのか、この2点について、人事委員会勧告をどのように認識し、どのような正当性を認めそれに従って改正を提案されておられるのかお答えください。

第2の質問は、給与の減額分を4月に遡って期末手当から減額するとなっておりますが、これは、民間の労使関係でも確立している、具体的に発生した賃金請求権を事後に締結された労働協約や事後に変更された就業規則により変更することは許されないとする不利益不遡及の原則を覆すものであると思っておりますが、いかがですか。

第3に、今回の改定で、職員一人あたりの平均年間給与はいくらの減額となるのか、職員全体ではいくらになるのか。また、ここ数年の間に、人事委員会勧告に基づいて、一昨年までボーナスは5年連続引き下げ、月例給の引き下げも、昨年を除いて3回、さらに本県は、財政改革による給与の2%カットも昨年度より実施しておりますが、この7年間で、職員の年間給与は一人あたりいくら減ったのか、その総額はいくらとなるのかお答えください。

第4に、今回の改定は、県職員給与に準じて給与が決められている公益法人をはじめ、県下の多くの労働者の賃金に影響が及び、ひいては本県の地域経済にマイナスの影響を及ぼすのではないかとと思われます。どう認識しておられるのでしょうか。

さらに、知事は、県職員に対して県民が気の毒に思うくらい働いて欲しいと言っておられますが、職員の給与の引き下げについて、どのような所感をお持ちかお聞かせください。

以上、質疑といたします。